

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	NPO 環境 ISO 自己宣言相互支援ネットワーク JAPAN		
代表者	理事長 清 水 博	担当者	事務局 松本 美穂
所在地	〒 524-0011 滋賀県守山市今市町 1 3 9 - 4 TEL: 0 7 7 - 5 8 2 - 7 2 8 3 FAX: 0 7 7 - 5 8 2 - 7 2 8 3 E-mail: iso@selfdecl.jp		
設立の経緯 ／沿革	平成 13 年 4 月 ISO14001 自己宣言方式の普及啓発を目指す活動を開始。 平成 13 年 9 月 法人格取得の準備を開始 平成 14 年 1 月 17 日 滋賀県庁から特定非営利活動法人の認証を取得 平成 14 年 1 月 23 日 環境 ISO 自己宣言相互支援ネットワーク JAPAN 設立		
団体の目的 ／事業概要	次の活動を通じ、公共の福祉の増進（循環型社会の形成）に寄与すること。 1. 社会に最適の環境活動（環境 ISO14001 規格への適合の自己宣言方式に基づく）の普及及び啓発に関する活動 2. 社会福祉事業のサービス評価に関する活動 3. 組織（主として自治体）の活動、製品及びサービスの質の向上に関する活動		
活動・事業実績 （企業の場合は 環境に関する 実績を記入）	・ 事業者に ISO14001 管理システム構築支援 ・ 社会福祉法第 78 条に係る福祉サービス評価のあり方の見直しを厚生労働省に要望し、一定の成果を得た。 ・ 守山市役所と焼却ごみ減量について協議継続（5 回） ・ 守山市市民団体「やさいくる普及啓発委員会」の事業に協力し、全国の自治体に「生ごみ分別による焼却ごみ 2 / 3 減量に関するアンケート」調査を 10 月にメール送信 現在 469 自治体から回答を集計・分析 ネット公開中 ・ 「滋賀県守山市 バイオマス（主に生ごみ）の利活用に関する情報の収集と提供」という活動に対して、独立行政法人環境再生保全機構に平成 2 2 年度地球環境基金助成金交付要望書を提出した。		
ホームページ	http://www.selfdecl.jp/		
設立年月	平成 1 3 年 1 0 月	＊認証年月日（法人団体のみ） 1 4 年 1 月 1 4 日	
資本金/基本財産 （企業・財団）	0 円	活動事業費 ／売上高（H 20）	1 2 千円／1 2 千円
組 織	スタッフ／職員数 1 名（内 専従 1 名） 個人会員 1 5 名 法人会員 2 名 その他会員（賛助会員等） 0 名		

政策のテーマ

「バイオマス活用推進基本法」に基づく具体的仕組み創り

■政策の分野

- ・循環型社会の構築
- ・地球温暖化の防止

■政策の手段

- ・制度整備及び改正
- ・情報管理、情報の開示と提供

団 体 名：NPO 環境 ISO 自己宣言相互支援
ネットワーク JAPAN

担当者名：事務局 松本 美穂

■キーワード	バイオマス活用推進基本法	バイオマス活用先進技術	生ごみ	循環型社会	地球温暖化防止
--------	--------------	-------------	-----	-------	---------

① 政策の目的

「バイオマス活用推進基本法」（以下、法と言う。）は誘導法である。法第 33 条第 2 項の「バイオマス活用推進専門家会議」の役割を定めるなどして具体性と実効性をもたせる。

② 背景および現状の問題点

平成 21 年 6 月 12 日法律第 52 号には主務大臣が定められておらず、法制上の措置等についても具体性が乏しく、日程、手段及び責任の所在も明確でない。

現実には、例えば生ごみの焼却処分は、1 万トンの生ごみに含まれる水分を気化させるのにエネルギーを無駄に消費し、3456 トンの CO₂ を排出する。

このようなことを認識せず、活用できるバイオマスでも焼却するのが最も合理的であると思い違いしている自治体が多く、旧来のごみ処理事業を既得権として擁護する風土から脱却できないでいる自治体もある。

政府がバイオマス活用推進基本計画を公表しない間、このような体質の自治体に真に実行可能な「市町村バイオマス活用推進基本計画」の策定に着手させることは容易でない。

③ 政策の概要

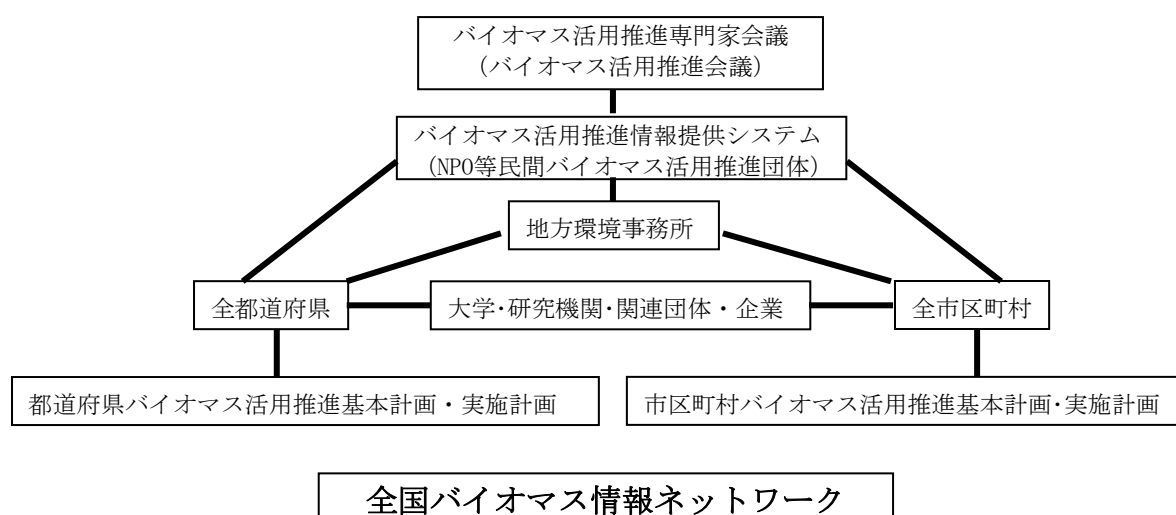
平成 22 年度初めに「バイオマス活用推進専門家会議」の役割を定め、「バイオマス活用推進会議」のもとで 24 年度中に「都道府県（市町村）バイオマス活用推進基本計画」をすべての自治体に策定してもらえるようにし、平成 25 年度からその計画を順次実行に移すことを促す所要の措置を講ずる。

- ・平成 22 年度中に構築する「バイオマス活用推進情報提供システム」を用いて平成 23 年度～24 年度中にバイオマス活用推進計画の策定と公表を自治体に促す。
- ・計画を策定した自治体に、当該システムの「バイオマス活用事前評価システム」を用いてその実現のための実行計画の策定と公表を促す。
- ・自治体がその計画を実行に移すにあたり、政府は法第 19 条により法制上の措置等を講ずるなどにより雇用の機会の創出や地域活性化を促す。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

次のことを行う法第33条第2項の「バイオマス活用推進専門家会議」を立ち上げ、「バイオマス活用推進会議」がその成果を参考にして地方公共団体に「バイオマス活用推進計画」を策定するよう求める。

1. 各自治体のバイオマスの処理に関する現状を把握するため、実態調査を実施する。
2. 各自治体が活用できるバイオマスに係る技術的情報を漏れなく把握する。
3. バイオマスの活用及び運用に係る法的側面を漏れなく抽出する。
4. バイオマス活用計画を実行に移すに際して必要な支援、指導を行う仕組みを作る。
5. これらの情報を整理して「バイオマス活用推進情報提供システム」を開発する。
6. このシステムの中に「バイオマス活用事前評価システム」を構築して組み込む。
7. 「バイオマス活用推進情報提供システム」をWebサイト上で公開する。



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

「バイオマス活用推進会議」

法の全体的運用

「バイオマス活用推進専門家会議」

「バイオマス活用推進情報提供システム」の運用

地方環境事務所

バイオマス活用推進基本計画の策定支援、法第19条の法制上の措置等の窓口

NPO等民間バイオマス活用推進団体

「バイオマス活用推進情報提供システム」の構築に必要な情報を収集及びシステムの開発

各自治体、大学・研究機関・関連団体

関連情報の提供及び「バイオマス活用推進情報提供システム」の利用

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

バイオマス活用推進基本法の目的を果たす原動力になる。

循環型社会構築に資することができる。

二酸化炭素排出の抑制量を算出することができる。

雇用の機会を創出することができる。

バイオマス施設の新設という公共事業を創出することができる。

バイオマス関連設備・機器の開発を促すことができる。

バイオマスの活用の推進に寄与する人材の育成が図れる。

⑦ その他・特記事項

当団体は「滋賀県守山市 バイオマス（主に生ごみ）の利活用に関する情報の収集と提供」という活動に対して、独立行政法人環境再生保全機構に[平成 2 2 年度地球環境基金助成金交付要望書](#)を提出した。（再掲）

その中で、「生ごみに特化した情報（H22年度版）のWebページを作成し、バイオマス利活用時に役立つ事前評価システムを公開する。」としており、平成 2 3 年度にはバイオマス活用推進計画策定に必要とする技術情報として、革新的な廃棄物焼却炉、バイオマス発電、ガス化プラント、燃料化プラント、バイオマスの堆肥・肥飼料化設備その他の仕様に関連するものとしている。

また当団体は、守山市の市民団体が行った「やさいくる普及啓発委員会」の事業（平成 2 1 年度の守山市市民提案型まちづくり支援事業）に協力し、全国の自治体に「生ごみ分別による焼却ごみ 2 / 3 減量に関するアンケート」調査を10月に実施し、469 自治体から回答を得て、結果をやさいくる普及啓発委員会の[Webページに公開](#)している。

更に当団体は平成 2 2 年度に「やさいくる普及啓発委員会」に協力し、生ごみを「直接土に還元する方法」及び「機械を用いて堆肥等にする方法」についてのCO₂排出抑制に関する評価を行うことにしている。